

【想定出題趣旨速報】

2026年度 中央大学ロースクール入試

上3法

作成：The Law School Times 編集部

【憲法】

・規制①

憲法13条における幸福追求権の一環として髪型の自由が保障されているかが主論点の一つである。憲法13条は、人格的生存に不可欠な権利を保障すると解されるのを前提に、髪型の自由が人格的生存に不可欠と言えるのかについて論じることが求められる。いずれの結論を採るにせよ、問題文中の事情を十分に拾って論じることが求められる。なお、13条の保障が及ばないと解する見解による場合であっても、客観法としての比例原則の観点から、実質的正当化の論証をすることになる。ただし、主観的権利の場合のような厳格な審査は行われない。

また、参考とすべき判例としては、よど号ハイジャック記事抹消事件や禁煙処分事件などがあげられる。

違憲審査基準については、問題文中に挙げられている相当の蓋然性の基準を主発点に、よど号ハイジャック記事抹消事件の射程が及ぶのかを検討することが求められる。

制度趣旨は、問題文に明記されているため、全ての制度趣旨との関係で審査を行いたい。

また、制度趣旨が複数あることに対応して、手段の当てはめもそれなりの分量で説得的に書くことが要求されていると考えられる。なお、相当性の検討に当たっては、平等については「“独立に”論じる必要はない」とされているが、女子の場合には「華美にわた」らず「清楚」であることが許容されていることとの対比の観点からも、必要性を欠くことを肯定的に考えることはできるだろう。

参考判例：最判平成8年7月18日

・規制②

権利（利益）としては、「性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという法的利益」を設定することが期待される。このとき、最高裁が論証したのは、その二者択一関係にある身体侵襲を受けない自由に着目し、性同一性障害の性転換の際に手術を要件とする規定を違憲とした最大判R5.10.25を引けると良い。

違憲審査基準については、規制①と同様の検討が求められる。

なお問題文のボリュームのバランスなどからして、規制②は①より記載量が少なくなると考えられる。

【民法】

1. 設問1(1)について

本問は共有者相互間の明渡請求の可否・共有者の持分が第三者に譲渡された場合の帰趨を問うものである。FはAの相続人であるCから、Cの持分（甲土地の3分の1も持分）を譲り受けているため（事実4）甲土地全体について使用・収益することができる（249条1項）が、これに対して他の共有者であるD・Fの明渡請求が認められるかを検討していくことになる。解答にあたっては最判昭和41.5.19判例【百170】が参考ところ、判例は「多数持分権者が少数持分権者に対して共有物の明渡を求めることができるためには、その明渡を求める理由を主張しなければならない」としている。したがって「明渡を求める理由」の有無について解答する必要がある。本問においては明渡を求める理由となりうる事実については見当たらないからC・Eの請求は認められないと考えられる。

2. 設問1(2)について

(1)同様、共有者相互間の明渡請求の可否及び共有者の持分が第三者に譲渡された場合の帰趨を論じることが求められ、「明渡を求める理由」の有無を検討することとなる。D及びEが、甲土地をDが単独で所有する旨の決定をしている点が(1)との相違点である。Dを甲土地の使用者とする決定は持分の価格の過半数でなされているから「管理」行為（252条1項前段）にあたる。この管理行為としての決定が「明渡を求める理由」に該当するとした場合にはD・Eの請求は認められることになる一方、管理行為として持分価格の過半数によってなされた決定に加えてさらに「明渡を求める理由」が必要であると考えられる場合にはD・Eの請求は認められないと考えられる。

3. 設問2について

D・Eは乙建物の使用対価償還請求（249条2項）を主張すること、それに対してCが使用貸借に基づく占有権原の存在を主張して対抗することを論じる問題であった。占有権原の有無の検討にあたっては最判平成8.12.17【百Ⅲ63】の理解が必要となる。同判例は「共同相続人の一人が相続開始前から被相続人の承諾を得て遺産である建物において被相続人と同居してきた」という事実から、「特段の事情のない限り」は両者間において始期を相続開始時、終期を遺産分割時として「引き続き右同居の相続人にこれを無償で使用させる旨の合意があった」という事実を推認している。そして上記合意は相続によって他の共同相続人に承継されるから、他の共同相続人は上記合意に反して明渡請求や使用対価償還請求、不当利得返還請求の主張をすることができなくなるというものである。

本問の解答にあたっては、従前の同居事実と占有権原の有無、使用貸借の合意が推認されること、合意によって始期を相続開始時、終期を遺産分割時とする使用貸借契約関係が存在す

ること、その合意を相続によって他の共同相続人が承継すること、その帰結として他の共同相続人は遺産分割までは使用対価償還請求を主張できないことを論じることが求められる。

4. 全体について

全体として、基本的な条文知識及び百選レベルの判例知識があれば、「何を書けばよいかわからない」という事態には陥らないと思われる。しかし、各条文や判例に対する正確な知識・理解についてはロースクールの授業で深く立ち入る部分もあり、ロースクール入試の段階においては、決して容易な設問ではないと考えられる。そのため、基本的な条文操作や最低限の判例知識を答案に示せたかどうか合否を分けるものと考えられる。

【刑法】

1. 丙の罪責

Aを海に突き落とした行為（第一行為）とAを海中に投棄した行為（第二行為）は故意の内容が大きく異なることから、行為は分断して罪責を検討すべきである。

丙はAを海に突き落とした行為（第一行為）によってAを死亡させたと認識しているが、実際にはAを海中に投棄した行為（第二行為）によってAが死亡しているので、第一行為については、①因果関係と②因果関係の錯誤が問題となる。

第二行為については、客観的には殺人罪が成立するものの、丙は死体を遺棄する意思を有しているにとどまることから、38条2項により、殺人罪は成立しない。そこで、死体遺棄罪が成立するかについて、抽象的事実の錯誤を検討する。

2. 甲の罪責

甲の認識は2項強盗殺人であるが、被相続人の殺害によって「暴行又は脅迫」が認められるを検討する問題である。「暴行又は脅迫」は処罰範囲の限定から、具体的直接的な利益に限定されるところ、遺産の取得には相続という一定の手続きを要し、具体性・直接性を欠くから、「暴行又は脅迫」には当たらない。よって、殺人罪の成否を検討することになる。

丙に殺害を提案し、了承を得ていることから、意思連絡が認められ、具体的な犯行計画を丙に指示していることから、正犯性も認められる。よって、共謀が認められ、丙の共謀に基づく実行行為もあるから、丙と殺人罪の共謀共同正犯となる。

3. 乙の罪責

丙と乙には直接的な共謀は認められない。そこで、順次的に共謀が認められるか問題となる。正犯性も問題となるところ、その点についても具体的事例に即して検討する必要がある。

以上